

【アメリカ】シャーロットツビルの暴動に対する非難決議の採択

バージニア州シャーロットツビルで、2017年8月11、12日、リー将軍の銅像撤去に反対する白人至上主義者による暴動が発生した。これを非難する合同決議案（S.J.Res.49）が同年9月6日に連邦議会上院に提出され、11、12日には両院で可決、14日にはトランプ大統領が署名した（P.L.115-58）。両院の可決及び大統領の署名による合同決議は法律と同じ効力を有する。この合同決議は、人種差別主義者による暴力、テロ攻撃を非難し、悪意に満ちた不寛容の表現を、合衆国の価値観に反するとして拒否している。また、犠牲者への追悼及び負傷者への同情の意、シャーロットツビルのコミュニティの回復への支援を表明している。さらに、大統領と連邦政府に対して、人種差別主義、反ユダヤ主義、白人至上主義を支持するヘイト・グループへの反対を宣言し、あらゆる手段で対抗することを求め、司法長官に対しては、他の連邦機関の長と連携して、当該グループによる暴力等に対して、徹底的な捜査及び情報収集を行うことを求めている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ58/pdf/PLAW-115publ58.pdf>

【アメリカ】2017年社会保障番号不正防止法の成立

社会保障番号（Social Security Number: SSN）は、複数の連邦機関で個人の識別のために用いられ、生活の様々な場面でも活用されている。SSNの不正入手は大きな問題となっており、連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）によれば、その件数は2013年には290,102件、2015年には490,220件と増加している。このSSNの不正入手防止の手段の一つとして、2017年9月15日、P.L.115-59「2017年社会保障番号の不正防止法（Social Security Number Fraud Prevention Act of 2017）」が制定された。この法律は、SSNを扱う政府機関に対して、各機関の長が認めた文書以外ではSSNを記載した文書の郵送を禁じている。各機関の最高財務責任者（Chief Financial Officer: CFO）は5年以内に、SSNの記載が可能な文書を定める規則を策定し、SSNの一部非表示や、郵便物の外側へのSSN表示を禁ずる規定を盛り込まなければならない。各機関は、規則策定までは毎年、状況を連邦議会の関連する委員会に報告する義務を負う。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/624>

【カナダ】遺伝情報差別禁止法の成立

2017年5月4日、遺伝情報差別禁止法（An Act to prohibit and prevent genetic discrimination）が成立した（S-201）。同法は、雇用契約を始め、あらゆる契約・合意の条件として遺伝子検査（第3条）及びその結果の開示（第4条）を求めることを禁じ、違反者には5年以下の禁固若しくは100万カナダドル（約9000万円）以下の罰金又はその両方を科すとしている（第7条）。例外は医学・薬学等の研究目的での検査及び開示に限られ（第6条）、保険契約における遺伝情報の利用も規制される。これについては、保険業界の陳情を受けて利用を一部可能とする修正案も提出されたが、否決されている。同法の成立にあわせて関連法も改正された。これにより、カナダ人権法は、差別禁止の事由に遺伝学的特徴を追加している。また、労働法典は、遺伝情報を提供しない労働者の権利を定め、労働者本人の書面同意なしに遺伝情報を取得することを禁止するなど、事業者による遺伝情報の取得を規制している。（海外立法情報課・塚田 洋）

・ <http://www.parl.ca/DocumentViewer/en/42-1/bill/S-201/royal-assent>

【EU】無料 Wi-Fi 環境整備のための規則案

EU 理事会は 2017 年 10 月 9 日、地域社会におけるインターネット接続の向上に関する規則案を採択した。同規則案は、欧州委員会が 2016 年 9 月に公表したもので (COM(2016) 589final)、無料の高速無線インターネット接続の提供設備を 2020 年までに域内の 6,000～8,000 の自治体に新たに導入することを目指す「WiFi4EU」計画の実施を目的としている。同計画により、自治体は、欧州委員会が設置する専用のウェブサイトを通じて申請を行い、導入費用の全額について EU から支援を受けることが可能となる。ただし、接続費・維持費などの運営費用は申請者側が負担し、最低 3 年間は住民や観光客等のユーザーに対して無料で接続環境を提供しなければならない。類似のサービスが提供されていない公共の場所が対象となり、公共施設、医療機関、図書館、美術館等への導入が想定されている。3 年間で計 1 億 2 千万ユーロ (1 ユーロは約 130 円) の予算が確保され、2018 年初頭までに募集が開始される予定となっている。

(海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://data.consilium.europa.eu/doc/document/PE-28-2017-INIT/en/pdf>

【イギリス】現代奴隷被害者支援法案

2017 年 6 月 26 日、人身取引や強制労働などの被害者への支援強化を目的として、2015 年現代の奴隷法 (Modern Slavery Act 2015 c.30) を改正する法案 (Modern Slavery (Victim Support) Bill) が上院に提出された。2015 年現代の奴隷法は、①奴隷・隷属・強制労働、②人身取引、③搾取 (性的搾取、臓器提供の強制等) を現代における奴隷と定義している (本誌 264-2 号 (2015 年 8 月) pp.8-9 参照)。英国内務省の調査によれば 2013 年時点での被害者数は 1 万～1 万 3000 人に上る。同法は、被害者支援について国务大臣が委任立法によって具体化するものと定めているが、未だ立法措置は採られていない。法案を提案した議員は、委任立法制定ではなく、被害者支援に関する具体的な規定を同法に明記する必要性があると指摘している。法案は、全 3 か条から成り、①内務省と国家犯罪対策庁は、事案発覚後 45 日以内に被害者の認定をすることと、②国务大臣は被害者に 12 か月の間、住居提供や治療などの支援を行うことを義務付けている。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <https://services.parliament.uk/bills/2017-19/modernslaveryvictimsupport.html>

【フランス】元老院議員選挙の結果

2017 年 9 月 24 日、元老院 (上院) 議員選挙が行われた。元老院議員の任期は 6 年で、3 年ごとに半数が改選される。被選挙年齢は 24 歳以上である。元老院議員選挙は県を選挙区とする間接選挙で、県選出の下院議員及び州議会議員並びに県議会議員並びに県内市町村議会の代表を選挙人とする。このため元老院議員は、地方公共団体の代表であるとみなされる。定数は 348 議席で、今回は 170 議席をめぐって選挙が実施された。第一党となった共和党は、52 議席を獲得し、2017 年 5 月に実施された大統領選挙において党候補者が惨敗した社会党も、46 議席を獲得した。これに対し、マクロン大統領率いる共和国前進は伸び悩み、18 議席に留まった。大統領選挙や下院議員選挙とは違い各党の政策論争は見られなかったが、マクロン大統領が打ち出した自治体への交付金削減や地方税の減税などの政策方針に自治体が反発したこと、選挙の方法が地方に基盤のある既成政党に有利に働いたことがこのような結果を招いたと考えられている。

(海外立法情報課・安藤 英梨香)

・ https://www.senat.fr/senatoriales2017/listes/liste_composition_par_groupe_politique_avant_renouvellement_serie.pdf

【フランス】大臣キャビネ構成員の削減

省内に置かれ、大臣の補佐を行う組織である大臣キャビネの構成員数を制限し、組織の透明化を図るデクレ（政令に相当）が、2017年5月18日に成立した。これは、マクロン大統領の公約に沿ったものである。大臣によりキャビネの長が任命され、大臣とキャビネの長の協議により職員が選出される。構成員の一般的な内訳は、所属部署からの派遣の形で任用される国家公務員が7、8割、弁護士や広報・報道の専門家などの民間人が2、3割である。大臣キャビネの構成員数は政権や各大臣によって変動があったが、多くの構成員を抱えることは、経費の増大や組織の不透明性などを理由に批判の対象となっていた。これまでも大臣キャビネの構成員の人数を制限する動きはあったものの、通達など法的拘束力のないものであり、法令で人数の上限が設けられたのは、今回が初めてである。デクレは、大臣キャビネの構成員の上限を、大臣につき10人、担当大臣につき8人、政務長官（外局の長に相当）につき5人までと定めている。

（海外立法情報課・安藤 英梨香）

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000034764560

【ドイツ】公道での自動運転を許可するための第8次道路交通法改正

高度で完全な自動走行機能を有する車両が開発されたとき、公道で自動運転できるよう、道路交通法を改正する法律が2017年6月21日に施行された（BGBl. I S. 1648）。同法は、自動運転のための車両制御技術・装置開発を妨げかねない法的障害を除去することを目的とし、ドライバーによる運転と自動走行機能の組合せ、自動運転時のドライバーの権利と義務、事故の際の賠償責任、自動運転システムのデータ処理・送信、データ保護等、大枠の条件を規定したものである。2019年終了（施行後2年半経過）後に、連邦交通・デジタルインフラ省が同法の適用状況について科学的根拠に基づいて評価し、連邦政府が評価結果について連邦議会に報告することも規定された。連邦交通大臣は、自動運転に関して最も先進的な法律を制定したと自賛しているが、まだ曖昧な個所も多く、事故の賠償額引上げによる保険料上昇、事故発生時の自動車メーカーの責任等について、批判的な意見も少なくない。

（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/795/79579.html>

【ドイツ】ソーシャルネットワークにおける法執行を改善する法律

ソーシャルメディアにおけるヘイトスピーチ、フェイクニュース等違法なコンテンツに関して、ソーシャルネットワークサービス（SNS）運営企業が、利用者の苦情に迅速かつ幅広く対応するよう促す法律が、2017年9月7日に公布され（BGBl. I S. 3352）、同年10月1日に施行された。対象となるSNSはドイツ国内の登録利用者が200万人を超えるもので、違法コンテンツとは違憲組織の称揚、犯罪誘導、中傷、脅迫等である。同法の主な内容は、次のとおりである。違法コンテンツへの苦情が年間100件以上寄せられるSNSは、半年ごとに苦情対応報告書をドイツ語で作成し、連邦官報と自らのサイトで公開する義務を負う。SNSは、違法コンテンツへの苦情には効果的かつ透明性の高い手順で対応し、正当な苦情の場合、24時間以内又は7日以内に削除又はアクセス遮断を実施しなければならない。法の執行に応じるためのドイツでの代理人を指定しなければならない。過料は、最高500万ユーロ（約6.5億円）である。

（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/815/81582.html>

【ロシア】携帯電話用メッセージサービスに関する規制

2017年7月29日連邦法第241号「連邦法「情報、情報技術及び情報保護について」第10¹条及び第15⁴条の改正について」が成立した。同法は、携帯電話用簡易メッセージサービスに関して新たな規制を導入するものである。新たに盛り込まれた規制によると、インターネット通信事業者（以下「事業者」という。）は、身元確認を行った利用者以外にメッセージサービスを提供することが禁止された。身元確認は、ロシア連邦政府の定める方法に従い、利用者が事業者との契約に基づいて取得した利用者番号を用いて行う。このほか、事業者に対しては、メッセージサービス利用者が特定の他の利用者からのメッセージ受信を拒否できるようにすること、メッセージが第三者に閲覧されないよう措置を講じることなどが新たに義務付けられた。事業者が上記の義務を怠った場合は、裁判所の決定に基づいて事業者の提供する通信サービスに対してアクセス制限措置が導入される。この改正は2018年1月1日から施行される。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/42199>

【ロシア】マスメディア設立条件に関する規制

2017年7月29日連邦法第239号「連邦法「マスメディアについて」の改正について」が施行された。同法により、過去に禁固刑を受けたことがある者、インターネットを含むマスコミュニケーション手段を使用した犯罪に関与したことがある者、過激主義者が関係する犯罪に関与したことがある者、18歳未満の者及び裁判所が不適格であると判断した者は、マスメディアの設立者及び編集責任者になることが禁止された。また、マスメディアの登録に関して、従来はロシア全土で放送を行う場合と連邦構成主体（州、地方、共和国等）内で放送を行う場合についての規定のみが存在したが、2つ以上の連邦構成主体で放送を行う場合には放送を実施する各連邦構成主体の行政機関で登録を行うとの規定が新たに設けられた。設立者、取締役会、社名、放送言語、インターネットサイトのドメイン名などの変更の際しても、登録が求められる。過去に放送の停止や取消しの措置を受けている場合には、上記の変更は許可されない。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/42196>

【韓国】最低賃金の適用範囲拡大のための法改正

2017年8月31日、最低賃金の適用範囲拡大のための「最低賃金法」一部改正法律案が国会本会議で可決された（同年9月19日公布、2018年3月20日施行）。改正前は、1年以上の期間を定めて労働契約を結んだ者の場合、試用期間の開始から3か月以内は同法の適用除外となり、最低賃金を下回る賃金を支給することが認められていた。今回の改正により、雇用労働部（部は省に相当）長官が告示する単純労働の職種に従事する者については、技能熟練期間が不要との理由から、試用期間中も最低賃金以上の賃金を支給することが使用者に義務付けられた（第5条第2項）。また、監視や断続的な業務に従事する者（守衛、宿直業務等）については、同法施行令附則により、2015年1月1日から最低賃金以上の賃金を支給する規定が適用されるようになったが、同法には適用除外規定が残っていたため、同規定は削除された。なお、今回の法改正後も、障害により労働能力の著しく低い者は、引き続き同法の適用除外となる（第7条第1号）。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B107B0D3Y2S701D8B1B6H3V8I5J0A9

【韓国】障害者の観光活動に係る差別禁止及び支援

2017年8月31日、障害者の観光活動に係る差別禁止及び支援を目的とした「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」一部改正法律案及び「障害者福祉法」一部改正法律案が国会本会議で可決された（いずれも同年9月19日公布、2018年3月20日施行）。前者により、観光活動の定義が、運送、宿泊、飲食、娯楽等に係る観光事業のサービスの提供を受け、又は観光に付随する施設を利用する活動とされ、①観光活動における障害者に対する差別（正当な事由のない不利な扱い、便宜提供の拒否等）の禁止、②障害者が観光活動に参加できるよう、国、地方公共団体及び観光業者が正当な便宜を提供すること、③障害者が観光活動に積極的に参加できるよう国及び地方公共団体が必要な施策を講じることが規定された。また、後者により、障害者の観光活動を支援する根拠規定として、国及び地方公共団体に対して努力義務を課す規定が新設された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1Z7C0B7X1E7C1N1Y5R9F0T7Y1V1N9
- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1N7L0K7W1R7X1C2I0M0B0X6U5F5M7

【中国】国家統一法律職業資格試験の導入

中国で2002年から導入されている現行の国家統一司法試験は、裁判官、検察官、弁護士及び公証人をその対象とし、行政機関において行政罰決定・行政不服審査・行政裁決に携わる者、法律顧問及び仲裁人（法律類）は対象外となっている。これら法律実務に従事する者全体の専門性を高め、法治への国民の信頼を十分に確保することは、「法に基づく国家統治」を掲げる習近平政権の懸案の1つとなっていた。2017年9月1日、現行試験を廃止し、新たに国家統一法律職業資格試験制度を導入するため、裁判官法、検察官法、公務員法、弁護士法、公証法、仲裁法、行政不服審査法及び行政処罰法の関係条文の一括改正が行われた（2018年1月1日施行）。これにより、上記の職種全てについて、新試験に合格して国家統一法律職業資格を取得することが義務付けられた。なお、新試験導入前に取得した現行試験合格証書及び弁護士資格証書は、新試験による国家統一法律職業資格証書と同等の効力を有するものとされている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

- ・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/4/art_11_206121.html

【中国】ボランティアサービス条例の制定

近年、弱者支援、環境保護、災害救援等のボランティア活動が中国社会に急速に浸透する中で、中国政府はその健全な発展を促進するための施策を強化している。立法面では、慈善法（2016年3月16日公布、同年9月1日施行）に第7章慈善サービス（第61条～第68条）として、ボランティアサービスの定義、当事者の法的権利、ボランティアの専門技能、ボランティア登録手続等に関する規定が置かれた。2017年8月22日に公布されたボランティアサービス条例（全44か条）は、慈善法の規定を更に具体化し、ボランティアサービスの基本原則、ボランティア及びボランティアサービス組織の定義、ボランティアサービスに係る遵守事項及び奨励措置、罰則等について規定するものである。ボランティア、ボランティアサービス組織及び受益者の合法的な権利利益の保障、受益者及びボランティアのプライバシー保護、ボランティアに対する必要な研修の実施等に関する規定が含まれている。施行日は2017年12月1日である。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

- ・ http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/9/6/art_12_206160.html

【オーストラリア】同性婚意識調査における不正行為への対応

2017年8月、政府は、同性カップルの婚姻を認めるよう法改正すべきかに係る意識調査実施を決定した（本誌273-1号（2017年10月）p.31参照）。当該調査は、同年8月24日時点の選挙人名簿登録者を対象とし、調査用紙を郵送して行われる。しかし、連邦選挙法に基づく調査ではないため、選挙運動に係る規定を適用できず、調査結果に影響を与えようとする不正行為を、どのように規制するかが課題として指摘されていた。そこで、政府は、同年9月13日、放送機関に対する報道の公平性の義務付け等に加え、調査期間中の贈収賄・脅迫・中傷等に対して、12,600豪ドル（約110万円）の罰金を課すことを定めた法案を議会に提出した。同月12日から当該調査が既に開始されていたことから、同法案は、即日、両院で可決、総督による裁可がなされ、2017年法律第96号として成立した（Marriage Law Survey (Additional Safeguards) Act 2017）。なお、同法は、同年11月15日に予定されている当該調査の終了をもって効力を失う時限立法である。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00096>

【ミャンマー】違法伐採及び密輸出規制を目的とした森林法改正法案

ミャンマーでは、森林面積が減少（森林被覆率：1975年60.8%から2015年42.7%）し、違法伐採による森林破壊及び木材の密輸出が長年、問題となっている。2016年には1年間の期限（2016年4月から2017年3月）付きで全国的に伐採を禁止する措置を講じたものの大きな効果はなく、違法に伐採された木材約2万トンが押収され、伐採に関与した外国人を含む8千人以上が逮捕された。また、森林局の関与も明らかとなった。そのため、違法伐採の規制を強化する森林法（Forest Law No.8/92）改正法案が連邦議会の民族代表院（上院に相当）に提出され、2017年7月28日に可決された。同法案は、違法伐採者に対する罰則を改正前の懲役2年若しくは2万チャット（約1,600円）の罰金又は両方から、懲役5年から15年若しくは300万チャット（約246,000円）の罰金又は両方へと強化し、違法伐採への関与が判明した森林局の職員も処罰の対象とする。同法案は、人民代表院（下院に相当）で審議される予定である。（海外立法情報課・合地 幸子）

・ <http://www.globalnewlightofmyanmar.com/pyithu-hluttaw-calls-for-stepping-up-measures-against-illegal-logging>